

<b>DNA型鑑定</b>	<b>110件</b>
<b>犯罪捜査目的</b>	<b>92件</b>
Ⅰ 犯人を特定し、検挙するための鑑定	50件
1 犯人を検挙している事件に関する鑑定	22件
① 鑑定結果を送致しているもの	12件
② 鑑定結果を送致していないもの	10件
2 捜査中の事件に関する鑑定	17件
3 時効が成立している事件に関する鑑定	10件
① 鑑定結果を送致しているもの	2件
② 鑑定結果を送致していないもの	8件
4 事件性がないものと判断された事案に関する鑑定	1件
Ⅱ 被害者・参考人のDNA型を確認するための鑑定	10件
① 鑑定結果を送致しているもの	2件
② 鑑定結果を送致していないもの	8件
Ⅲ 変死体(犯罪による死亡の疑いがある死体)の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定	32件
1 事件性を判断するためのもの	12件
2 身元の確認を行うためのもの	20件
<b>犯罪捜査目的以外</b>	<b>18件</b>
Ⅳ 死体の身元を確認するための鑑定	13件
Ⅴ 行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定	5件

(注) 1通の鑑定嘱託書を受けて行った鑑定を1件として計上しており、1事件で複数の鑑定を行ったものがある。

## (第1-2関係)

### 補足資料7 特別監察において新たに不適切と判断したDNA型鑑定(110件)の分類表

#### ○ 特別監察において確認された不適切な取扱いについて【補足】

特別監察において確認した不適切な取扱い一覧のうち、「特別監察による確認結果：不適切類型」の欄には、「(第1-2関係)補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細」に記載した20種類の番号をそれぞれ類型として記載している。

また、このうち、[3]、[4]、[5]については、以下の具体的に確認された不適切な取扱いに応じた記号を付している。

#### [3]【ワークシートの不適切な記載】

ワークシートに事実と異なる記載が確認された部分

- (a) 鑑定を開始した日
- (b) 外観検査を実施した日
- (c) 予備検査を実施した日
- (d) DNA抽出を実施した日
- (e) 定量を実施した日
- (f) 電気泳動を実施した日
- (g) 鑑定資料の切り出し箇所

#### [4]【定量日時等の不適切な変更】

作成された定量結果資料において行われていた不適切な行為

- (a) 定量日時を変更
- (b) コントロールの定量結果の数値を変更
- (c) 定量データのファイル名を変更

#### [5]【コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ】

解析結果資料の作成に当たり、不適切であった電気泳動データ

- (a) 陽性コントロールの電気泳動データ
- (b) 陰性コントロールの電気泳動データ
- (c) 抽出コントロールの電気泳動データ
- (d) アレリックラダーの電気泳動データ

**B 【1-1 ① 犯人を検挙している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致しているもの：12件）】**

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果		捜査資料等から確認された 犯人性立証に関する証拠関係	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果 不適切類型	備考
			被疑者のDNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの							再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの		
1	過失運転致傷・道路交通法違反事件	被疑者は、自動車を運転中、過失により、自動車に衝突し、現場から逃走したものである。	○		鑑定囑託前に緊急逮捕	被疑車両のエアバッグ	あり	○				[3] (d) [4] (a)	
2	窃盗事件	被疑者は、邸宅内に侵入し、現金等を窃取したものである。	○		自供、引き当たり	現場に遺留されたティッシュ【2点】	あり	○				[3] (a,b,c,d)	
3	交通死亡事故	被疑者は、自動車を運転中、過失により、被害者に衝突し、死亡させたものである。			ドライブレコーダー、目撃者供述、自供	現場にあった血液のようなもの	あり	○				[7]-⑨	
4	窃盗事件	被疑者は、商店に侵入し、現金を窃取したものである。			使用していた靴の同一性、自供	現場に遺留されたペットボトルを拭ったガーゼ片	あり	○	○			[3] (a,b,c,d,f) [5] (b,c) [7]-⑥	
5			○			現場に遺留されたペットボトルを拭ったガーゼ片	あり	○	○			[3] (f) [7]-⑥	
6	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、駐車中の自動車に尿のようなものをかけたものである。			ドライブレコーダー、自供	現場に遺留された尿のようなものを拭いたガーゼ片	あり	○	○			[3] (f)	・同一被害者に対する連続犯行 事案（A【1-3①】2、A【1-3②】 6、C【1-1①】17、C【1-3 ②】26,27,28,29,30,31）
7	覚醒剤取締法違反事件	被疑者は、覚醒剤を所持したものである。			捜索差押、押収した覚醒剤、別資料の鑑定（当該職員以外の鑑定）	チャック付きポリ袋を拭いたガーゼ片【1点】 注射器を拭いたガーゼ片【2点】	あり	○	○			[3] (a,b,c,d)	
8	大麻取締法違反事件	被疑者は、大麻を所持したものである。	○		捜索差押、押収した大麻、犯行現場において逮捕	関係者方から押収した巻紙	あり	○	○			[4] (a)	
9	不同意わいせつ事件	被疑者は、被害者の同意なく、わいせつな行為をしたものである。			被害者携帯捜査、被害者供述	被害者が所持していたペットボトルを拭いたガーゼ片	あり	○	※（注2）			[3] (a,b)	
10	不同意性交等事件	被疑者は、被害者の同意なく、性交したものである。			電話録音データ、SNS、被害者供述	被害者を拭いた綿棒【3点】	あり	○	※（注2）	○		[3] (a,b)	
11	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、駐車中の自動車に唾液のようなものを吐きかけたものである。	○		自供	自動車に付着した唾液のようなものを拭いたガーゼ片【2点】	あり	○	○	○		[5] (a,b,d)	・同一被害者に対する連続犯行 事案（C【1-1①】34、C【1-1 ①】35）
12	詐欺事件	被疑者は、無銭飲食を行ったものである。			自供	現場に遺留された食器を拭いたガーゼ片	あり	○	※（注2）	○		[3] (a,b)	

(注1) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定囑託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

(注2) 血液や精液等が含まれているか確認する予備検査で陰性となったため、鑑定終了となったもの

**B 【1-1② 犯人を検挙している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致していないもの：10件）】**

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果		捜査資料等から確認された 犯人性立証に関する証拠関係	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果	備考
			被疑者のDNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの							再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの		
1	器物損壊事件	被疑者は、寺院の窓ガラスを損壊したものである。			自供	窓を拭ったガーゼ片【2点】	あり	○	○			[3] (a,b,c,d)	
2	道路交通法違反事件	被疑者は、飲酒運転をしたものである。	○		参考人供述、自供	被疑車両のエアバッグ【2点】	あり	○	○			[3] (f) [5] (a,b,d) [7]-⑥	・うち1点から被疑者のDNA型（混合含む）を検出
3	建造物侵入事件	被疑者は、飲食店に侵入したものである。			防犯カメラ、足跡、参考人供述、自供、引き当たり	侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○			[3] (a,b)	
4	大麻取締法違反事件	被疑者は、大麻を所持したものである。	○		捜索差押、押収した大麻、犯行現場において逮捕、自供	被疑者方にあった吸い殻【3点】	あり	○	○			[5] (b) [7]-④ [7]-⑩	
5	殺人未遂事件	被疑者は、殺意をもって、被害者に暴行を加えたが、昏睡状態に陥らせるにとどまったものである。			捜索差押、押収した凶器、被疑者携帯捜査、自供	凶器を拭ったガーゼ片【8点】	あり	○	○			[4] (a)	
6	覚醒剤取締法違反事件	被疑者は、覚醒剤を所持したものである。			捜索差押、押収した覚醒剤、被疑者の尿の鑑定	チャック付きポリ袋を拭ったガーゼ片	あり	○	○			[3] (a,b)	
7	住居侵入・窃盗未遂事件	被疑者は、被害者方に侵入し、物色したものである。			自供、引き当たり	侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		[3] (a,b) [4] (a)	
8	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反事件	被疑者は、指定薬物を含有する液体を所持したものである。			捜索差押、押収した液体、自供	カートリッジを拭ったガーゼ片【1点】 ポリ袋を拭ったガーゼ片【1点】	あり	○	○	○		[3] (a,b)	
9	建造物侵入・窃盗事件	被疑者は、飲食店に侵入し、現金を窃取したものである。			自供、引き当たり	侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		[3] (a,b,c,d)	
10	建造物侵入・窃盗未遂事件	被疑者は、飲食店に侵入し、物色したものである。			自供、引き当たり	侵入口を拭った綿棒【2点】 被害店舗内を拭った綿棒【1点】	あり	○	○	○		[3] (a,b,c,d)	

(注) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

B 【1-2 捜査中の事件に関する鑑定（17件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果 不適切類型	備考
			DNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの					再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの		
1	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○	被害者の着衣から採取した微物	あり	○				[4] (a)	
2	詐欺事件	被疑者は、無銭飲食を行ったものである。	○	現場に遺留された食器を拭ったガーゼ片【1点】 現場に遺留された箸を拭ったガーゼ片【1点】	あり	○	○	○	○	[3] (d,f) [5] (a,b,d)	
3	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。		被害者の着衣から採取した微物	あり	○	○	○		[5] (b)	・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない
4	邸宅侵入・窃盗未遂事件	被疑者は、邸宅内に侵入し、物色したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		[3] (c)	
5	住居侵入・窃盗事件	被疑者は、被害者方に侵入し、現金を窃取したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○			[3] (c)	
6	住居侵入事件	被疑者は、被害者方に侵入したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○			[3] (c)	
7	邸宅侵入・窃盗未遂事件	被疑者は、邸宅内に侵入し、物色したものである。		空き家内を拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		[3] (a,b)	・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない
8	邸宅侵入・窃盗未遂事件	被疑者は、邸宅内に侵入し、物色したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		[3] (a,b)	
9	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。	○	被害者の着衣から採取した微物	あり	○	○			[5] (a,b,c,d)	・被害届が取り下げられている
10	住居侵入事件	被疑者は、被害者方の敷地内に侵入したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○			[3] (a,b)	
11	邸宅侵入未遂事件	被疑者は、邸宅内に侵入しようとしたものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		[3] (a,b)	
12	窃盗事件	被疑者は、倉庫から、バイクを窃取したものである。		被害品のハンドルを拭ったガーゼ片【2点】	あり	○	○	○		[3] (a,b)	・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない
13	道路交通法違反事件	被疑者は、バイクを運転中、過失により、自動車に衝突したものである。		被疑者の着衣の一部から採取した微物	あり	○	○	○		[3] (a,b)	
14	器物損壊事件	被疑者は、被害者の水筒に尿ようのものをに入れて、汚損したものである。		水筒内の尿ようのもの	あり	○	○			[3] (c) [4] (a)	・被害届が取り下げられている
15				水筒カバーから採取した微物	あり	○	○			[3] (b,c) [4] (a)	・被害届が取り下げられている
16				水筒を拭ったガーゼ片	あり	○	○			[3] (b,c) [4] (a)	・被害届が取り下げられている
17	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者にわいせつな内容の葉書を郵送したものである。		葉書【3点】	あり	○	※（注2）	○		[3] (a,b)	

(注1) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

(注2) 血液や精液等が含まれているか確認する予備検査で陰性となったため、鑑定終了となったもの

(注3) 番号のうち、数字が黄色いものは、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかったもの

B 【1-3① 時効が成立している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致しているもの：2件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果		鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果 不適切類型	備考
			DNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの						再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの		
1	窃盗事件	被疑者は、商店から、物品を窃取したものである。			現場に遺留された靴から採取した微物【2点】	あり	○	○			[3] (a,b,c,d) [7]-②	
2	邸宅侵入未遂事件	被疑者は、邸宅内に侵入しようとしたものである。	○		侵入口に付着した血痕のようなものを拭ったガーゼ片	あり	○	○			[3] (a,b,c,d) [5] (b,c)	

(注1) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

(注2) 番号のうち、数字が黄色いものは、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかったもの

B 【1-3② 時効が成立している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致していないもの：8件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果 不適切類型	備考
			DNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの					再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの		
1	器物損壊事件	被疑者は、学習施設の出入口ドアガラスを損壊したものである。	○	現場にあった血痕ようのものを拭ったガーゼ片	あり	○				[3] (a,b,c,d)	
2	窃盗未遂事件	被疑者は、自動販売機内から、現金を窃取しようとしたものである。		自動販売機の硬貨投入口に挟まっていた葉っぱを拭ったガーゼ片【2点】	あり	○	○	○		[4] (a)	
3	器物損壊事件	被疑者は、家屋の窓ガラスを損壊したものである。		現場に遺留されたコンクリート片を拭ったガーゼ片【2点】	あり	○	○			[4] (a)	・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない
4	動物愛護法違反事件	被疑者は、店舗出入口に、動物の死骸を放置したものである。		動物の死骸を拭ったガーゼ片【4点】	あり	○	○			[3] (a,b,c,d)	
5	詐欺事件	被疑者は、無銭飲食を行ったものである。	○	帽子から採取した微物	あり	○	○			[5] (a,b,c)	
6	道路交通法違反事件	被疑者は、自動車を運転中、過失により、バイクに衝突したものである。	○	軍手から採取した微物	あり	○	○			[5] (a,b,c)	
7	建造物等以外放火事件	被疑者は、駐車中の自動車を焼損したものである。	○	現場付近に遺留されたタバコの吸い殻	あり	○	○	○	○	[3] (d,e,f) [4] (a,c)	
8			○	現場付近に遺留された手袋を拭ったガーゼ片【2点】	あり	○	○	○	○	[3] (c,d,e,f) [4] (a,c)	・うち1点からDNA型（混合含む）を検出

(注1) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

(注2) 番号のうち、数字が黄色のものは、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかったもの

B 【1-4 事件性がないものと判断された事案に関する鑑定（1件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果	備考
			DNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの					再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの	不適切類型	
1	大麻取締法違反容疑事件	通報者が、巻きタバコを発見したものである。	○	現場で採取されたタバコ	あり	○	○			[7]-⑥	・大麻成分が検出されなかったもの

(注) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定囑託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

B 【II-① 被害者・参考人のDNA型を確認するための鑑定（鑑定結果を送致しているもの：2件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	捜査資料等から確認された 犯人性立証に関する証拠関係	鑑定資料	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果 不適切類型	備考
			DNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの						再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの		
1	交通死亡事故	被疑者は、自動車を運転中、過失により、被害者が乗車する自動車に衝突し、同人を死亡させたものである。	○	目撃者供述、犯行現場において被疑者を確保、自供	被害者から採取した血液	あり	○	○			[5] (a,b,d)	
2	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。	○	防犯カメラ、自供、引き当たり	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (a,c) [7]-⑥	

(注) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定囑託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

B 【II-② 被害者・参考人のDNA型を確認するための鑑定（鑑定結果を送致していないもの：8件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	捜査資料等から確認された 犯人性立証に関する証拠関係	鑑定資料	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果	備考
			DNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの						再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの	不適切類型	
1	強制性交等事件	被疑者は、被害者に対し、強いて性交したものである。	○	不明	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[3] (a,b,d,f) [5] (a,b,d)	
2	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[3] (a,b,d,f) [5] (a,b,d)	・捜査中の事件
3			○		参考人の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[3] (a,b,d,f) [5] (a,b,d) [7]-⑩	・捜査中の事件
4	声かけ事案	被疑者は、被害者に声をかけたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[3] (f)	・時効が成立している事件
5	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者のスカートを捲ったものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (a) [7]-⑥	・時効が成立している事件
6	住居侵入事件	被疑者は、被害者方に侵入したものである。	○	自供、引き当たり	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (d) [7]-⑥	
7			○		参考人の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (a,c) [7]-⑥	
8	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○	防犯カメラ、被疑者携帯捜査、面割り	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[7]-⑥	

B 【Ⅲ－1 変死体（犯罪による死亡の疑いがある死体）の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定（事件性を判断するためのもの：12件）】

番号	事案概要	対象職員による鑑定結果	資料等から確認された 事件性判断に関する証拠関係	事件性判断の結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果	備考
		死亡者のDNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの							再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの	不適切類型	
1	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせて死亡させたものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体から採取した血液	あり	○	○			[5] (a,b,d)	
2	発見者が、屋外において、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体から採取した血液	あり	○	○			[3] (d)	
3	発見者が、川の中において、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査 防犯カメラ、目撃者からの聞き取り	事件性なし	死体から採取した血液	あり	○	○	○	○	[3] (d)	
4	発見者が、路上において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)	○		[3] (c)	
5	発見者が、屋外において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)	○		[3] (c)	
6	警察官が、屋外において、死亡者を発見したものである。	○	死体見分、環境調査、現場調査	事件性なし	死体から採取した血液	あり	○	○			[5] (b)	
7	発見者が、死亡者方の敷地内において、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体から採取した血液	あり	○	○	○	○	[3] (a,b,d) [5] (b)	
8					死体の指を拭ったガーゼ片【10点】	あり	○	※(注2)	○		[3] (a,b)	
9		○			死体から採取した微物	あり	○	○			[5] (b)	
10	警察官が、水路内において、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	現場にあった血痕ようのものを拭った ガーゼ片【4点】	あり	○	○			[5] (b)	
11		○			死体から採取した血液	あり	○	○			[3] (a,b,d,e,f) [5] (a,b,c,d)	
12	発見者が、死亡者方において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)	○		[3] (a,b)	

(注1) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所において既に残余資料が保管されていなかったもの

(注2) 血液や精液等が含まれているか確認する予備検査で陰性となったため、鑑定終了となったもの

**B 【Ⅲ－２ 変死体（犯罪による死亡の疑いがある死体）の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定（身元の確認を行うためのもの：20件）】**

番号	事案概要	対象職員による鑑定結果	資料等から確認された 身元確認及び事件性判断に関する証拠関係	身元確認の結果	事件性判断の結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果 不適切類型	備考
		死亡者のDNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの								再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの		
1	警察官が、火災現場において、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	死体から採取した血液	あり	○	○	○	○	[5] (a,b)	
2						推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (a,c)	
3	発見者が、火災現場において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (c)	
4		○				死体から採取した血液	あり	○	○			[5] (b,c)	
5	発見者が、屋外において、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査 防犯カメラ	身元判明	事件性なし	推定死亡者が使用していた歯ブラシ	あり	○	○			[3] (f)	
6						推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (d) [7]-⑩	
7	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	死体から採取した爪	あり	○	○			[5] (d)	
8						推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (d)	
9						推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (d)	
10	発見者が、火災現場において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (c)	
11						推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (c)	
12	発見者が、火災現場において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査 歯牙鑑定	身元判明	事件性なし	推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (c)	
13	発見者が、水路内において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査 顔貌確認、防犯カメラ	身元判明	事件性なし	推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (c)	
14		○				死体から採取した血液	あり	○	○	○	○	[5] (c)	
15	発見者が、海上において、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	死体から採取した爪	あり	○	○			[5] (b,c)	
16	発見者が、火災現場において、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	死体から採取した血液	あり	○	○	○	○	[5] (a)	
17		○				死体から採取した血液	あり	○	○	○	○	[5] (a)	
18						推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (a)	
19	警察官が、死亡者方を確認したところ、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	死体から採取した爪	あり	○	○			[5] (c)	
20		○				推定死亡者方にあった歯ブラシ	あり	○	○			[5] (c)	

(注) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所において既に残余資料が保管されていなかったもの

B 【IV 死体の身元を確認するための鑑定（13件）】

番号	事案概要	対象職員による鑑定結果	身元確認の結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果	備考
		DNA型の検出が書類等により確認されたもの						再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの	不適切類型	
1	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			[5] (a)	
2		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (a)	
3	警察官が、死亡者方を確認したところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			[5] (b)	
4	警察官が、死亡者方を確認したところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (b,c)	
5		○		死体から採取した爪	あり	○	○			[5] (b,c)	
6	死亡者の同居人が、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			[5] (c)	
7	警察官が、死亡者方を確認したところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			[3] (d)	
8	警察官が、死亡者方を確認したところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			[5] (c)	
9		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (c)	
10	警察官が、死亡者方を確認したところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			[5] (c)	
11		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (c)	
12	警察官が、死亡者方を確認したところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			[3] (g) [5] (c)	
13		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (c)	

(注) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

B 【V 行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定（5件）】

番号	事案概要	対象職員による鑑定結果		結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果 不適切類型	備考
		DNA型の検出が書類等により確認されたもの							再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの		
1	行方不明事案	○		発見	行方不明者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[3] (a,b,d) [5] (b)	
2		○			行方不明者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[3] (a,b,d) [5] (b)	
3	行方不明事案	○		行方不明者届取下げ	行方不明者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (b)	
4	行方不明事案	○		手配中	行方不明者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[3] (a,b)	
5		○			行方不明者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[3] (a,b)	